

(様式 1-3)

福島県(川俣町) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票  
令和2年10月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	178	事業名	被災地域農業復興総合支援事業 (水稲生産流通拠点整備) 川俣町	事業番号	(5)-43-35
交付団体	福島県	事業実施主体(直接/間接)	川俣町(間接)		
総交付対象事業費	(215,236)(千円) 546,784(千円)	全体事業費	(546,650)(千円) 546,784(千円)		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>&lt;現状&gt;</p> <p>山木屋地区は震災当時 375ha の経営農地があり、水田を除くと 140ha が営農再開の見込みだが、営農再開できる農業者が少ないため、水田の営農再開は 25ha(地区外からの農業者を中心)にとどまっている。</p> <p>当地区の水田は、地域の主要道路や住宅近隣に面した箇所が多く、荒廃化が進むと、視認性の悪化、有害鳥獣の住処の増加、山林化等が進み、居住環境及び営農環境の加速度的な悪化が懸念される。</p> <p>&lt;農業復興の方向性&gt;</p> <p>生活・就農できる帰還環境を維持・整備するため、本事業を通して更に水田 60ha の営農再開を目指す。よって、目標達成のため、水稲の生産に必要な農業用機械及びライスセンターを整備し、生産者及び JA に貸与することで、水田の広域的な営農再開を図り、農地の荒廃抑制、農村環境の維持、農業者の帰還促進に寄与する。</p>					
事業概要					
<p>&lt;本事業で施設を整備する理由&gt;</p> <p>上記目標の達成に向けて、水稲生産をおこなう農地面積は 60ha と大規模であり、限られた人数で効率的に生産・収穫・調製をする為の農機及びライスセンターを整備する必要がある。</p> <p>&lt;整備内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ライスセンター建築設計</li><li>・施設概要：ライスセンター 1 棟(敷地面積 602 m<sup>2</sup>、施設面積 602 m<sup>2</sup>) 水稲生産収穫調製機械(農業用機械トラクター4 台他)</li><li>・受益面積：60ha</li><li>・ライスセンター処理能力 379t/年</li></ul> <p>&lt;生産及び出荷&gt;</p> <p>(水稲) 省力性の高い鉄コーティング直播栽培を行う。</p> <p>令和3年度 直播 20ha 収穫量 94,200kg 令和4年度 直播 30ha 収穫量 113,100kg 令和7年度 直播 60ha 収穫量 232,100kg</p> <p>&lt;復興計画での位置付け&gt;</p> <p>IV復興施策-4 豊かで活力あるまちへの復興-(1)農林業の復興</p> <p>主な事業(10)農用地利用改善の支援</p> <p>農用地の効率的・総合的な利用を図るため、作付地の集団化、農作業の効率化、担い手への農地集積等の農用地の利用関係の改善等を支援します。</p>					
当面の事業概要					
<p>&lt;令和2年度&gt; ライスセンター設計、水稲生産収穫調製機械整備</p> <p>&lt;令和3年度&gt; ライスセンター建築、監理</p>					

**地域の帰還・移住等環境整備との関係**

当地区では現在、営農再開に向けた取組をおこなっているところであるが、農業を主幹産業としてきた当地区において、農地の保全管理及び耕作は、農村の生活環境維持の役割があるため、避難者が帰還する環境を維持するために欠かせない課題である。

また、当地区では震災以前水稲が主な産業のひとつであった。水稲の本格的な再開に向けた環境整備により、当地区の営農再開の環境を整え、農業者の帰還を促進する。

**関連する事業の概要**

26 回効果促進事業（水稲生産流通拠点敷地地質調査事業）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

**関連する基幹事業**

事業番号	
事業名	
交付団体	

**基幹事業との関連性**

--

水稻生産流通拠点整備事業 整備位置図

